平成２９年（フ）第１９４６号
札幌市白石区北郷１条９丁目５番18号
債務者　小林　静江
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７０号
札幌市東区北11条東12丁目２番１号　プラザインＮ11－１－103号
債務者　和田　健太
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７５号
北海道石狩市花川南２条２丁目96番地　ワタナベハイツ102号
債務者　砂子沢寛子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８４号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番５－109号
債務者　井上　静江
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９９２号
札幌市豊平区月寒東１条16丁目２番63号　コーポあさの201
債務者　前川二三男
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９９７号
札幌市厚別区厚別北４条３丁目７番３号
債務者　南　早知子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２００６号
札幌市豊平区西岡４条２丁目７番15号　シャルム英恵203号室、住民票上の住所札幌市豊平区西岡４条１丁目10番23号　コーポ西岡３号
債務者　四宮　次男
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２２号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金798番地５　藤金ハイツ106号
債務者　竹内　弘和
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０５号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東17番地　医療法人有俊会いまむら病院、住民票上の住所愛知県蒲郡市形原町細田24番地８
債務者　平野　一義
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３９２号
愛知県安城市根崎町南傍示木49番地５
債務者　岩間　新一
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２７１号
大阪市城東区中央１丁目１番47－1001号
債務者　守山　一美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４７号
大阪市平野区長吉川辺１丁目１番55号　西岡興産ビル103
債務者　松浦　亜樹（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４９８号
大阪市住吉区沢之町１丁目１番21号　ライフパートナー住吉　305号
債務者　北野　憲子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５７号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番２－105号
債務者　山條　日義
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７７０号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番29－10Ａ号
債務者　古谷　美可（旧姓大本）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８４号
大阪府交野市向井田１丁目70番１－11号
債務者　福家　　進
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８６号
大阪市西成区天下茶屋３丁目26番19号　大幸マンション　305号
債務者　福成　弘子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部